

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書

○
税務署受付印

令和 年 月 日	住 所	〒 電話 — —
	(フリガナ)	
	氏 名	
	生 年 月 日	平成・令和 年 月 日
	金融商品取引業者等の営業所の所在地	
	金融商品取引業者等の営業所の名称	

下記の事情により災害等事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項に規定する確認を受けたので、その旨を申出します。

災 害 等 事 由 ※ 該当する災害等事由の□にチェック印を付してください。	□	① 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項第 1 号該当 (災害による家屋の損害)
	□	② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項第 2 号該当 (医療費の合計額が 200 万円超)
	□	③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項第 3 号該当 (扶養親族を有する寡婦又はひとり親に該当)
	□	④ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項第 4 号該当 (特別障害者に該当)
	□	⑤ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項第 5 号該当 (離職、事業廃止等)

災害等事由の生じた年月日	令和 年 月 日
災害等事由の詳細	別紙のとおり
その他参考となるべき事項	
添付書類の名称	

税 理 士 署 名	
-----------	--

※ 税務署 処理 欄	起案	. .	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認 . 却下
	決裁	. .							申出者への通知年月日	. .
									通知書	所轄署への送付年月日

(規格 A 4)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の記載要領等

1 災害等事由の確認の申出制度について

この申出書は、租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項の規定により、未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「未成年者口座開設者」といいます。）が、災害等事由が生じたことについて確認を受けようとする場合に、「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書（別紙）」と併せて未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出するものです。

- (注) 1 この申出書は、災害等事由が生じた日から11月を経過する日までに未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
- 2 この申出書に基づき、所轄税務署にて災害等事由が生じたことが確認された場合には、所轄税務署長から「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出に対する確認の通知書」（以下「確認通知書」といいます。）が交付されます。
- 3 災害等事由に基づき未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭その他の資産の全てを払い出す場合には、確認通知書を未成年者口座が開設されている金融商品取引業者の営業所の長に、災害等事由が生じた日から1年を経過する日までに提出する必要があります。
- 4 この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人自身の本人確認書類及び法定代理人であることを証する書類が必要になります。

2 各欄の記載方法

- (1) 「住所」、「氏名」及び「生年月日」の各欄には、未成年者口座開設者の住所、氏名及び生年月日を記載してください。
- (2) 「金融商品取引業者等の営業所の所在地」及び「金融商品取引業者等の営業所の名称」の各欄には、未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の所在地及び名称を記載してください。
- (3) 「災害等事由」欄には、該当する災害等事由の□にレ印を記載してください。
- (4) 「災害等事由の生じた年月日」欄には、上記(3)でチェックした災害等事由が生じた日を記載してください。

(注) 災害等事由のうち、②の事由（医療費の合計額が200万円超）に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。

なお、支払った医療費が保険金等によって補填される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補填される保険金等の額が確定した日を記載することになります。

- (5) 「その他参考となるべき事項」欄には参考となる事項を記載してください。
 なお、この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人の氏名を「法定代理人〇〇〇〇」と記載してください。
- (6) 「添付書類の名称」欄には、下記3の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。
- (7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

3 添付書類

災害等事由が生じたことを証明する書類として、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第7項の規定により、災害等事由に応じて、次の書類を添付してください。

(添付書類の種類)

区分		添付書類の例示
共通		<ul style="list-style-type: none"> 未成年者口座開設者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） (注) 未成年者口座開設者が扶養者と別世帯の場合にあつては、扶養者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）も併せて提出してください。 扶養者の前年の源泉徴収票等（未成年者口座開設者の扶養者であることの証明）
①	災害による家屋の損害	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） 不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）
②	医療費の合計額が200万円超	<ul style="list-style-type: none"> 医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） 保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）
③	扶養親族を有する寡婦又はひとり親に該当	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） 死亡届の記載事項証明書等（死亡により寡婦等に該当することの証明）
④	特別障害者に該当	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）
⑤	離職、事業廃止等	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明） 個人事業の廃業届出書（事業を廃止したことの証明）

- (注) 1 添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。
- 2 医療費の対象となるのは、所得税法第73条第1項に規定する医療費になります（詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください）。